

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期日 令和4年6月6日(月)

2. 場所 議場

3. 付議事件

⑦子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書（陳情第7号）

4. 出席者 根岸委員長、羽根副委員長、小笠原委員、前田委員、一石委員、善波議長

執行者側 ⑦教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課長代理、教育総務班長

傍聴議員 7名

5. 経過

⑦ 子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情（令和4年陳情第7号）

委員長 補足説明等はないので、これより質疑を行う。

<陳情者に対する質疑>

前田

まず、項目1についてですが、30人学級の実現に向けて検討することについてです。平成23年より少人数学級35、30人学級推進の授業が開始され、平成21年度までに35人学級平成29年度より小学校1年生は30人学級を開始し、順次30人学級とし、中学生は平成26年度より1年生から35人学級を開始、平成28年度まで3年生全て35人とするという事業計画が、現在滞っていると思います。これを進めるための陳情でしょうか。2問目です。2番目の項目について、これは当然のことで要求すべきだと思いますので、これは質問致しません。3番目の項目につきまして、義務教育費国庫負担制度についてですが、この制度について私の理解と相違ないか確認したいので、この制度はどのような制度なのか概要を説明していただきたい。義務教育費国庫補助率が2分の1から3分の1に引き下げられた年度は何年度からで、どのようなことがもとで引き下げがされたのか。補助率が引き下げられたことにより、どのような不都合が生じたのかお聞かせください。

近藤様

1つ目の質問の35人以下学級しいては30人以下学級というところですがけれども、目標はあくまで30人以下学級というところになる。現在は40人でやっているというところになるけれども、過去

50人、45人と5人ずつ減ってきた段階で目指すところは、補助資料にもありますけれども、保護者のニーズが小学校・中学校ともに26人から30人の所が多くなっていて、高校にあたってはその人数でやっていただきたいというところがある。しかし、そのところができていないところがあってまずは35人というところで、続けていっているところでもあります。また、小学校が現在3年生のところは35人という形になりましたが、小学校は段階的に来年、再来年と小学校を卒業するまで、35人で進んでいくが、中学校が残念ながら35人というところが出ていないので、この子たちが中学校に上がった時に、40人の学級になるということになっています。もう一つの資料の4ページの下のところ、教科担任制の導入、また35人以下学級というところは生徒一人に対する教員の割合、教員の指導に対する行き渡りというところにつながると思うんですけども、これによって起こる不安解消というのが、人数が少なくなってくれば、いじめ重篤化長期化にあたる場所の解消であるとか、多面的な児童理解につながっていく重要な部分であると考えますので、ぜひともこのまま小学校35人というのを継続していくことが重要。また、中学校も先ほどの1ページ目の資料ですけども保護者のニーズというところ、また中学校で働く職員も子どもたちのために時間が少しでも多くなればというところで、継続して行っていきたいということで、このような形で要求していけたらと思っております。2点目の質問の義務教育費国庫負担制度のところ、過去の年度のところは詳しく調べていないのですが、過去2分の1だったところが3分の1になっている点につきましては、各県、各市町は自治体の負担する部分が多くなってきてしまうというところで、国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1という形でお金が支払われて負担が増えてくるというところが大きな課題になってくるのかと思う。二宮町においてもそうだと思うんですが、各市町の財政状況とか、子どもの人数とかそういったところが関わって来て、全ての子どもたちに平等にということがいなくなってくるのは苦しいというところがあるので、国の方でそういった部分を負担していただけるように、続けて申し入れていただければというところでこのような形になっている。

前田 制度の概要をお聞かせいただきたい。この義務教育費国庫負担制度の概要についてお聞かせください。

近藤様 制度の概要につきましては、資料を持ち合わせていないんですけども、国の方で負担するところにあたる。

委員長 11ページに書いてある以外のことだということか。

前田 私としては、国が3分の1、県が3分の2と思っていた。ですから、その理解で間違いがあるかどうか確認したい。

近藤様 資料の11ページの概要のところ記載してあるところだが、市

町が小中学校を設置しているところもあり、国の方でやっていく部分が3分の1から2分の1になれば算定されている額が変わってくる。憲法の要請に基づきと上のところに書いてあるが義務教育の根幹、機会均等の水準の確保、無償性を国が支えてくれる制度ということで国の都道府県指定都市に係る教職員給与費の3分の1を負担ということで、平成18年から2分の1、3分の1に減っているところもあるが、公立の義務教育小学校の教職員の給与費を国が負担しているという制度になる。

前田

私自身の解釈では国が3分の1、県が3分の2を政令都市以外の公立学校に対しては負担していると思っていた。今の答えだと町や市が3分の1を負担しているとのことである。しかし、町の予算書に教職員の給与に対する予算は計上されていないのでおかしいのではないか。

近藤様

申し訳ない。私が各市町と言ったのは政令指定市の部分でそこはそこの市が払っている。二宮町においては神奈川県が給与を3分の2払っているので、国が3分の1、県が3分の2ということである。そのところを訂正する。

前田

補助率が下がったことにより、どのような不都合が生じているのか。国庫補助率が下がるということは、私の考えでは保護者の負担増につながっていかないと思うが、保護者の負担増になるのであれば、どのような負担が増えるのか伺う。30人学級についてだが、現在二宮町では35人を超えるクラスは、二宮小学校の3学年、二宮西中学校の1年生、二宮中学校の2年生、他の学年の中学生は1クラス30から31人になっている。一色小学校、山西小学校は一部の学年を除き30人以下になっていると思っている。中地区の区内において30人学級はどのくらい存在しているか。

近藤様

不都合が起こるところになるが、国庫負担が減ってくるということで神奈川県や他の財源を支払っているところの負担が増えてくる部分で、先ほど申し上げた差異が出てくるところが、負担が出てくると思う。30人以下学級の二宮町の数が少ないということで意見をいただいた。そこは転校、転出、転入によって毎年変わってくる。私の経験ではたとえば120人いた時に今の場合だと40人だと3クラスになって、転入があった場合に一人増える。31人、30人、30人というような形になると生徒の方も教室の広さ等変わってくると考えているので、年度の途中で変わることもある。中地区の他の市町の数というのは、データがなく今全部の数字は答えることはできないが、今言ったような現状がその時の学年学年でおきていて、その学年に所属した生徒、先生がそう言ったところの差によって変わるので、人的な配置ができるかできないかによって子どもに返ってくるところが大きな課題である。

小笠原

教科担任制について陳情書の中に神奈川県では、政令市を除く県

内小学校 327 校に対して、21 人の配置に留まるっているという積算がある。21 人しかいないので、どこに何人いるのか、どんな教科の先生がいるのか教えていただきたい。

近藤様

神奈川県は政令市を除いたところに 21 名おり、その中の 4 名が中地区に配置されている。内訳は把握できていない。

小笠原

前田委員の質問の答えが分からなかったの何う。うちの町においては国庫負担が減ることにより、補助金で成り立っているのがダイレクトに影響を受けないのではないかと思われるが、そうではないということをおっしゃっていたようで、分かりづらい。再度教えていただきたい。

近藤様

先ほど伝わらなかった部分は、教職員の数が全体的に減っているということ、増やすことにより生徒にきめ細やかな指導が増えていくと考えている。国の負担のところで児童生徒が学ぶ機会が増えてくる。しいては教職員が一人に対する時間が増えることがとても重要だと考えていて、たとえば 5 ページのところでは一人一人の平均担当授業時数があり、もともとこの要求をしていったときに一人頭、週 20 時間ぐらいにしていきたいということであった。6 学級の小規模校や 12 学級の学校の例や 18 学級と言われる大規模校があり、小規模校、中規模校が多いと感じており、担当時間が週 24 時間、25 時間となっている。先生たちが増えたことで担当時間が 20 時間になってくるというのは、教科担任制に充てられる人数 950 人の予算になったところが、2000 人ずつ、4 年間で 8000 人ぐらいというところを最初の要求で文科省が出していて、そうなるを実現してくる数字になる。資料の 4 ページに教員 4 名の場合、小学校の教科担任制について、真ん中のところに図があるが、今現在は高学年の先生が授業を交換して行う教科担任制があり、たとえば 1 組、2 組、3 組で先生がいて、1 組の先生が国語を担当するとしたら、その他のクラスの国語を受け持ち、入れ替えで 2 組の先生が算数の時間をやっていくというような教科担任制になっていて、準備する時間を減らすということをして現在は取り組んでいる。左側に書いてある特定教科の専科指導という絵があるが、体育の先生が専科に入ると、この方が体育の授業に入っていく状況になるので、1 組、2 組、3 組の先生たちは体育の時間、他の教科の授業の準備、生徒の提出した課題、生徒と交換しているノートを見る時間に充てることのできる、そういったところのよさがあるので申し入れをしている。

小笠原

分かった。

一石

要望項目は本当にそうだろうと思う。教科担任制で交換するという話があった。その場合、先生同士で私はこれが得意だからということで交渉をして進めていくのか。専科教員というのは特別な研修や資格のある方なのか。二宮では 3 クラスで 6 学年いるような小学校の場合、多い方が良いのかもしれないが、そこに最低先生が何人

入ったら子どもたちを見る余裕ができるのか。中地区に配置された専科の先生は何の専科か。

近藤様

教科担任制の各学校に何人入ったらよいのかということだが、資料の9ページのところの概算要求のところには人数が出ている。神奈川県和学校数で割ると、各学校に1人ずつ配置してもらわないと進んでいけないというふうなところがある。小学校1つにつき、1人というのが元々の要求の内容である。教科については資料の6ページをご覧ください。外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とするのが、適当というふうに書いてあって、こここのところを進めていっている。これについては時間だけでなくより専門的な指導が求められている。多様化するニーズというか、小学校の低学年からいろいろな習い事だとか、いろいろなものを求められていることがあるので、そういったところに対応するために、より専門的な技能が伝えられるような教科としてこれらの教科が挙げている。この資格については今の小学校の先生は全教科を教える小学校の教員免許になっていて、中学校、高校は教科による専門の免許になっている。小学校の専科教員に関しては中学校の専門教科の免許があればできる。中学校の教員も専科教員として小学校に配置することができるという資格になっている。今の小学校の先生は全部の教科を教えられるので、その方が専科として付くということも可能で、中学校の専門の教科を持っている人でも使える。今から取得するというよりは中学校の教員免許を持っている人たちが小学校に行くこともできるというものである。

一石

そうすると小学校において授業スキルの高い先生というのではなく、中学校の免許を持っている人が専科教諭の資格があるということですね。私は最低限、音楽とか芸術方面なんかは必ず専科の先生などが必要だと思うし、国は教育に力を入れていないということだと思う。中地区で今、専科教育が実践されているところはどこか。

近藤様

先ほどの質疑の中で4名いることは分かるが、詳細は分からない。先ほどの答弁の中で答えたように、中学校の先生の専科の教員免許ではなく、小学校の教員免許を持っている人も専科として配置できる。全体の人数が増えて、その中でその人が小学校の専科を担当することも可能なので、中学校の免許が特別に必要なということではない。今ある小学校の免許でも可能である。

一石

専科の教育ができる小学校の資格を持った先生に「あなたこれをやって」というのは相互で話し合いなのか、手上げるのか。実際の中地区全体の状況はどんな感じか。

近藤様

中地区だけでなく全体的にもそうだが、学校の中で配属された教員がどこの時間にあたるのかはその年で違って、専科をやってくれというのもあり、特別支援級のように免許が特別あるわけではないし、いろいろな割り振りは各学校で実情に合わせて行っている

ような状況である。

委員長

教科担任の現状はどういう状況なのか教えていただきたい。

近藤様

どういう状況かというところ1人の先生が週24時間になり、高学年になればなるほど授業数が増えるので、一日における空いている時間が少ない状況になる。小学校の学校現場に足を運ぶ時があるが、基本的には職員室にいるのは教頭先生と教務の先生、擁護教諭の先生は保健室にいるが、午前中の児童がいる時間帯は、その他の先生たちはほぼ教室に行っている。中学校の方は教科担任なので職員室に2、3人いて授業準備をしている状況だが、その状況に少し小学校が近づけばよいなと思っているところである。まずは1人でもいいからと望んでいる。職員室はいつも空で電話をしても1本の電話に出ていると、それ以外の人には出れないという状況になるので、その状況が少しでも緩和できればというところがある。特に課題というか、学校で何か緊急で対応することがあった場合は空になってしまう状況が起きている。

委員長

1人配置になっていけない今の理由はあるのか。

近藤様

今現状の義務教育の小学校における教員の数は定数法によって決まっていて、生徒の数で職員が割り当てられるようになっている状況がずっと続いている。そこが変わらない限りは変わってこないような状況である。それ以外は加配を付けるような状況で何とか対応しているような状況もあるので、元々の定数が変わることが第1に考える。定数が変えられないのであれば加配が付くように予算をとってもらえれば、そこのところに充てられるのではないかということである。

＜執行者側への参考質疑＞

小笠原

この陳情がくるまで、うちの町にも教科担任が来ているのかと思っていた。うちの教科担任の教科や動きについて伺う。うちの孫はそれぞれの小学校に通っているが、担任が病気になって長期休暇になり教頭が担任の代わりで、体育の授業は校長がやっているという話だった。そういう時に1人でも多いのがよいのかと思っている。メンタルの場合、病気が長引く状況の中でもう少し対策を講じるべきだと思う。人間なので心や体を壊すこともあるので、それをフォローする仕組みをしておかないとまずいし、そういう人件費の手当てみたいなものはどういうふうにしていくのか、教えていただきたい。

教育総務班長

教科担任制の状況だが二宮町に1本加配がついている。その1本については一色小学校に配置している。教科については算数を教えている。加配された教員は算数を教えているが、空いた時間で他の学年の図工や書写などいくつか入った時に、その空いた担任が体育を教えるなどが、専科教員の活用の仕方になっている。算数とか体

育を高学年で専科にしている。メンタルの対策としては基本的に療休に入ると、療休代替え非常勤とかを県費で負担している。教員さえ見つければ、すぐ配置し入れている。フォローの体制などは管理職でその教員と話しをし、場合によっては市町村の教育委員会に相談にくる。

小笠原

陳情者に聞いた方がよかったのかもしれないが、学校の先生が今圧倒的に足りない。そういう中で教科担任制を敷いた時に要求 327 校に対して 21 人ということは、やる人がいないという可能性があるのではないかと思った。介護保険などもそうだが夜のおむつ替えの制度などを作っても働く人がいない。いくら制度があっても機能していかないということが高齢者福祉などでもあるが、実際の状況はどうなのか。

教育総務班長

教科担任制には事務取扱要綱が定められていて、その中で理科・算数・体育における中学校又は高等学校の教員免許を有するもの、または優先教科の専科指導について 3 年程度の実施経験があるもの、または優先教科における活動状況、研修履歴などで市町村教育委員会が認めたものという 3 つのパターンがあり、必ずしも中高の免許をもっていなければ指導できないというわけではない。教育不足については二宮町だけではなく神奈川県全体の問題で、元々配置しなければいけない教員を全て配置出来ているかということ、そうではないと。二宮町においてもそういう状況になっております。本来ならば臨時的任用職員の方を入れなければならないところを、なかなか引き受けていただけの方が見つからないので、非常勤という形で非常勤講師を入れている。それは二宮町だけではなくて中地区、神奈川県全体でそういう状況になっている。

一石

非常勤の人がいれば一応足りる、最低限の人数にはなっているのか。

教育総務班長

基本的には臨任というのは週 38 時間程度、正規職員と同じだけ働けるが、非常勤というのは週 29 時間しか働けないという条件もあり、人によっては週 3 日しか入れないということもある。1 日 6 時間しか入れないという方もいるので、非常勤を入れたから満たしているということではない。

一石

正規の先生はいなのか。お金がなくて雇えないのではなくて、正規の先生がいなのか。非正規でも、そんなに働いてくれる人はいないということなのか。

教育総務班長

退職された方とかいろいろな方に声をかけさせていただいているが、全体的にそもそも教員が不足しているという状況にはある。なかなか声をかけてもやっていただけないというような状況もありますし、不足している状況にはある。

一石

そうすると、町独自で雇うということが出来ないから少ないということではなくて、予算要望はしているというか当てがあって、要望しているのか。なんでそんなに先生が少ないのか。

教育総務課長

私が教育委員会に異動してきたのが令和元年なんです、年々特に小学校の先生は、なり手の倍率が下がっているというのは肌で感じています。例えば先ほど小笠原議員からも質問があったとおり、メンタルでお休みされる先生のフォローとかそういうのも昔はすぐに見つかった。私が来る前は特にすぐに見つかったそうなんです、今は本当に見つからない。なぜかというのは小学校の教員免許の取り方にも問題があると、国の方でも議論されているけれども、一方で先生の働き方というものの自体に魅力が薄れてきている。標準法は変わらないので定数は増えないし、だけど ICT もそうですし、個に応じた教育もそうですし、先生に求められる質はどんどん上がってきているというところもあって、やはり教員の魅力というのが落ちているのかなというのは肌で感じている。それもあって今回の陳情なのかなと思う。やはり、ベースとなる標準法をしっかりと定数を改善するというのと、国庫の負担が3分の1から2分の1に戻ることによって、当然神奈川県が財政的には楽になるわけです。神奈川県でも独自で加配をしていますので、その加配にも好影響が出るというようなことも一部では期待が出来るというようなところもあります。やはり抜本的に見直していかないと、学校現場の大変さというのは改善されないのかなと思います。従って教員が見つからないという現状は、今後も変わらないのかなというふうには感じています。

休憩 14 時 16 分

(傍聴議員の質疑：野地、松崎、渡辺)

再開 14 時 28 分

<意見交換>

(意見交換：なし)

<討論>

小笠原

採択の立場で討論する。ここに上がっている課題は二宮町にもダイレクトに影響を受けていることで、やはり 35 人学級を早急に 30 人学級にしなければいけないなというふうにも実感するし、1 も 2 も 3 も大事なことだと考える。国は子どもたちを真剣に育てるための教育費にすべきだと考えるし、町としてもしっかりと要求していければと思う。

<採決>

委員長

それでは、陳情第 7 号を採択する。陳情 7 号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第 7 号は採択と決定する。次に

陳情に関する意見書案の作成についてはいかがか。

(「正副へ一任」との声あり)

意見書案の作成については正副委員長に一任の声があったので正副に一任するがご異議はあるか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、よってそのように決した。以上で陳情第7号の審査を終了する。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 14:29